

人事労務仕組み化 PACKAGE 利用規約

この利用規約（以下「本規約」といいます。）は、西尾社会保険労務士事務所およびウェルネスワーク株式会社（以下「当事務所」といいます。）が提供する人事労務仕組み化 PACKAGE（以下「本サービス」といいます。）を、第 1 条に規定する利用者（以下「利用者」といいます。）が利用する場合に、共通して適用されます。

第 1 条 利用者

利用者とは、本規約に同意し、次条の利用者登録の手続を完了した者をいいます。

第 2 条 利用者登録手続

- 1 利用者登録は、登録希望者が当事務所の定める方法によってその申し込みを行い、当事務所がこれを審査し承認することによって完了します。
- 2 当事務所は、前項の審査の過程において、登録希望者が以下の各号のいずれかに該当すると判断した場合、利用者登録の申請を承認しないことがあり、その理由については一切の開示義務を負わないものとします。
 - (1) 利用者登録に際して虚偽の申告をした場合
 - (2) 本規約に違反したことがある者からの利用者登録が行われた場合
 - (3) その他当事務所が利用者として不適当と判断した場合

第 3 条 期間

本サービス実施期間は、原則としてお申し込みの日から 1 年間とします。ただし、期間満了 2 か月前までに、甲乙いずれからも解約の申し入れがない場合は、本サービスは自動的に同条件で 1 年間更新されるものとし、以後も同様とします。

第 4 条 サービス内容

当事務所の提供する本サービスには、以下のコースがあります。

- (1) 労務診断コース
 - ① 人事労務仕組み化コンサルティング
 - ② 経営労務診断
 - ③ 労働条件通知書、雇用契約書の作成に関する支援
 - ④ 就業規則・規程の作成・変更に関する支援
 - ⑤ 労使協定の作成に関する支援
- (2) おまかせコース
 - ① 前号「(1) 労務診断コース」に含まれる内容
 - ② 給与計算に関する支援
 - ③ 労働社会保険手続きの関する支援
- (3) ほっとコース
 - ① 前号「(2) おまかせコース」に含まれる内容
 - ② 行政調査対応に関する支援
 - ③ 従業員ほっとライン
 - ④ ハラスメント社外相談窓口に関する支援

第 5 条 利用料金

本サービスの利用料金は、利用者の従業者数（役員+正社員+非正規社員）に応じて、次のとおりとします。

- (1) 労務診断コース：基本料 12,760 円/月 + 1,210 円/人（消費税込み）
- (2) おまかせコース：基本料 12,760 円/月 + 3,080 円/人（消費税込み）
- (3) ほっとコース：基本料 25,520 円/月 + 3,080 円/人（消費税込み）

第 6 条 利用料金の支払時期

本サービスの利用料金は、当月分を毎月末日までに、口座振替（預金口座からの自動引き落とし）による方法、または当事務所の指定する銀行口座に振り込む方法により支払います。なお、振込手数料は利用者負担とします。

第 7 条 提出義務

- 1 利用者は、本サービスの遂行に必要な証明書類、その他当事務所が必要と認めた証明書類等を当事務所に提出する義務を負います。

- 2 業務処理等に当たって、利用者より提出された情報、帳票類を真正なものとして当事務所は処理を行います。提出された書類が虚偽であった場合の責任を当事務所は負いません。

第8条 守秘義務

- 1 当事務所は、本サービスに基づき知り得た個人情報等の各種機密事項を、本サービスの遂行中および本サービスの完了後も第三者に開示または漏洩してはなりません。
- 2 当事務所は、機密情報の漏洩等の事故が生じた場合には、速やかに利用者に対しこれを報告し、利用者の指示を受けけるものとします。
- 3 当事務所が本条に定める事項に違反したことにより利用者が損害を被った場合、当事務所は利用者が被った損害を賠償するものとします。ただし、利用者が生じた間接損害、特別損害および逸失利益については、当事務所は責任を負わないものとします。

第9条 解約

- 1 当事務所または利用者は、2か月前までに相手方に通知をすれば、本サービスを解約することができます。
- 2 当事務所または利用者において、相手方に次の各号のいずれかに該当する事由が生じたときは、何らの催告なくして直ちに本サービスを解除できるものとします。
 - (1) 本規約の各条項に違反し、相当の期間を定めて是正を催告しても改善されないとき
 - (2) 仮差押え、差押え、仮処分、強制執行を受けたとき。または、滞納処分、その他公権力の処分を受けたとき
もしくは、競売、会社更生、民事再生または破産の申し立てがあったとき、申し立てを受けたとき
 - (3) 手形交換所または銀行の取引停止処分を受けたとき
 - (4) 監督官庁より営業停止、または営業免許もしくは営業登録の取消処分を受けたとき
 - (5) 財産ないし信用状況が悪化したとき。または、そのおそれがあると認められる相当の事由があるとき
- 3 当事務所または利用者が、前項各号のいずれかに該当し相手方に損害を与えた場合、相手方は前項のサービス解除の有無に関わらず、損害の賠償を求めることができます。

第10条 免責

天災地変その他やむを得ない事情により当事務所が本サービスを行うことができない場合、本サービスが遅延したことによって利用者が生じた損害については、当事務所は責を負わないものとします。

第11条 損害賠償

当事務所または利用者は、本サービスの履行に関連して、その責めに帰すべき事由によって相手方に損害を生じさせた場合には、相手方に対して責を負うものとします。ただし、本サービスの履行に関する損害賠償の上限は、責を負う当事者に故意または重過失がなかった場合に限り、第5条第1項の利用料金とします。

第12条 反社会的勢力の排除

- 1 利用者は、当事務所に対し、本サービス申し込み時において、利用者（利用者が法人の場合は、代表者、役員または実質的に経営を支配する者）が暴力団、暴力団員、暴力団関係企業、総会屋、社会運動標ぼうゴロ、政治活動標ぼうゴロ、特殊知能暴力集団等の反社会的勢力（以下「反社会的勢力」という）に該当しないことを表明し、かつ将来にわたっても該当しないことを確約します。
- 2 利用者は、当事務所が前項の該当性の判断のために調査を要すると判断した場合、その調査に協力しこれに必要と判断する資料を提出しなければなりません。
- 3 当事務所は、利用者が反社会的勢力に属すると判明した場合、催告をすることなく、サービス提供を解除することができます。
- 4 当事務所が、前項の規定により、サービス提供を解除した場合には、当事務所はこれによる利用者の損害を賠償する責を負いません。
- 5 第1項の規定により当事務所が、サービス提供を解除した場合には、利用者は当事務所に対し違約金として第5条第1項の利用料金の20%相当額を即時に支払います。

第13条 準拠法、管轄裁判所

本規約は、日本法によって解釈され、日本法を準拠法とします。また、本規約に関して利用者と当事務所の間に紛争が生じた場合には、青森地方裁判所を第一審の専属的合意管轄裁判所とします。

以上